

茨木市 PPP 手法導入指針

概要版

令和7年4月 茨木市

はじめに

これまで茨木市では・・・

- 「アウトソーシング指針」の策定や、指定管理者制度の導入を進め、官民連携（PPP）を推進。
- 「茨木市行財政改革指針【改訂版】（平成28年3月策定）」では、4つの基軸の1つに「協働と民間活力の活用」の推進」を掲げる。

一方、国では・・・

- 人口20万人以上の地方公共団体に、平成28年度末までの、「PPP・PFI手法導入を優先的に検討する規程」の策定を要請。



国からの要請を踏まえつつ、より一層、官民連携を推進するため、多様なPPP/PFI（以下、「PPP」という。）手法の導入を優先的に検討する「茨木市PPP手法導入指針」を策定。

第1 総則

目的

優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民への低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することにより、「持続可能なまちづくり」に資することを目的とするもの。

対象とする PPP 手法

民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	指定管理者制度
	包括的民間委託
	公共施設等運営権方式（コンセッション）
	O方式（運営等）【PFI】
民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	BTO方式（建設－移転－運営等）【PFI】
	BOT方式（建設－運営等－移転）【PFI】
	BOO方式（建設－所有－運営等）【PFI】
	DBO方式（設計－建設－運営等）
	RO方式（改修－運営等）【PFI】
	ESCO
民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	BT方式（建設－移転）【PFI】
	DB方式（設計－建設）
	民間建設借上方式及び特定建築者制度等

第2 PPP 手法導入検討の対象とする事業

右記「PPP手法導入フロー」④のとおり。ただし、対象とならない場合であっても、合理的な理由がある場合は検討を行うことができる。

対象事業の例外

- 既にPPP手法の導入がされている公共施設整備事業
- 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

第3 PPP 手法導入検討のタイミング

- ①新たに公共施設等の整備を行うために基本構想、基本計画などを策定する場合
- ②整備などの方針を検討する、もしくは、公共施設等の運営などを見直す場合

～「PPP」とは？「PFI」とは？～

- PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：官民連携）
官民が連携して公共サービスの提供を行うこと。「PFI」は「PPP」の代表的な手法の一つ。ほかには、指定管理者制度やアウトソーシングなどがある。
- PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）
公共施設等の設計や運営等に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ろうとするもの。

第4 政策企画課との協議

検討対象事業の担当課は、事業の概要、今後の検討スケジュール、PPP手法の活用可能性等について、政策企画課と事前に協議するものとする。

第5 第一次検討について

■PPP手法の設定

採用する可能性のあるPPP手法を暫定的に設定する。
（複数考えられる場合は、それぞれの手法について検討を進める。）

■定量的評価、定性的評価

右記「PPP手法導入フロー」⑤のとおり。「PPP手法簡易評価シート」を使用。

■評価結果の審議

定量的評価・定性的評価の結果を踏まえた、PPP手法の導入可能性についての検討結果について、政策推進会議において審議（右記「PPP手法導入フロー」⑥のとおり）。

第6 第二次検討

■導入可能性調査

外部コンサルタントを活用するなどにより、PPP手法を導入した場合の業務の要求水準やリスクの分担案の検討及び市場調査等を行うことで、PPP手法の導入の可能性について調査。

■PPP手法導入の方針決定

導入可能性調査の結果について、政策推進会議に報告。PPP手法の導入について審議し、市長決裁でPPP手法導入の実施方針を決定。

第7 PPP 手法を導入しない場合における評価結果の公表

PPP手法の導入に適しないと判断した場合には、その判断についての透明性を確保するため、次に定める時期に分けて、理由等を市のホームページにおいて公表する（右記「PPP手法導入フロー」⑧のとおり）。

- PPP手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- 入札手続の終了後等適切な時期

～PPP 手法導入フロー～

